

議案第15号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が改正され、省エネ基準への適合が義務付けられる建築物の対象が拡大するとともに、新たな評価方法が追加されることを踏まえ、関連する手数料を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1第96号及び第97号を次のように改める。

| | | |
|---|---------------------------|--|
| <p>(96) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p> | <p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> | <p>ア 法第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関であって建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸(住宅の部分の1の住戸をいう。以下同じ。)である場合 a又はbに規定する額</p> |
|---|---------------------------|--|

a 申請に係る単位住戸が1の場合 4,000円

b 申請に係る単位住戸が2以上の場合
当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円, 5,000平方メートル以上のときは67,000円

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。)申請に係る住宅の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては, 共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円, 5,000平方メートル以上のときは67,000円

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは14,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは22,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは67,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは106,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは133,000円, 25,000平方メートル以上のときは167,000円

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては, 共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額

に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る単位住戸が1の場合 当該単位住戸の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円, 200平方メートル以上のときは32,000円

b 申請に係る単位住戸が2以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円, 5,000平方メートル以上のときは234,000円

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは57,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円, 5,000平方メートル以上のときは234,000円

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準

(次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは237,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円

- b 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準(次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは92,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上のときは362,000円

- (エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じ

て(ウ)の規定により算出した額を加算した額

ウ 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、ア又はイに規定する額に、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額

(ア) 構造計算適合性判定を要する建築物に該当しない場合 建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認申請等手数料の額に建築設備確認申請等手数料の額を加算した額

(イ) 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する場合 (ア)の規定により算定した額に、次のa又はbに掲げる区分に応じ、当該建築物のうち構造計算適合性判定を要する部分につき、当該a又はbに定める額を加算した額

a 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの構造計算が同項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われた場合 当該構造計算適合性判定を要する部分の床面積が1,000平方メートル以内のときは118,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは147,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは161,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは204,000円、50,000平方メートルを超えるときは347,000円

b 建築基準法第20条第1項第2号イの構造計算が同号イに規定する国土交通大臣が定めた方法により行われた場合 当該構造計算適合性判定を要する部分の床面積が1,000平方メートル以内のときは171,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは228,000円、2,000平方メートルを超え

| | | |
|--|----------------------|--|
| | | <p>10,000 平方メートル以内のときは 262,000 円, 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のときは 346,000 円, 50,000 平方メートルを超えるとときは 636,000 円</p> |
| (97) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 | 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 | <p>ア 適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 a 又は b に規定する額</p> <p>a 申請に係る単位住戸が 1 の場合 2,000 円</p> <p>b 申請に係る単位住戸が 2 以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 4,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 8,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 19,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 33,000 円</p> <p>(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が 2 以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の合計が 300 平方メートル未満のときは 4,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 8,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 19,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 33,000 円</p> <p>(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 4,000 円, 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のときは 7,000 円, 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 11,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 33,000</p> |

円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 53,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 67,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 83,000 円

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては, 共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては, 次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ, 当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る単位住戸が 1 の場合 当該住宅の床面積が 200 平方メートル未満のときは 14,000 円, 200 平方メートル以上のときは 16,000 円

b 申請に係る単位住戸が 2 以上の場合 当該単位住戸の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 29,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 48,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 82,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 117,000 円

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が 2 以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあつては, 共用部分の床面積を除く。)の合計が 300 平方メートル未満のときは 29,000 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 48,000

円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 82,000 円, 5,000 平方メートル以上のときは 117,000 円

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a 又は b に規定する額

a 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 95,000 円, 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のときは 119,000 円, 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 153,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 218,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 269,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 318,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 363,000 円

b 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 36,000 円, 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のときは 46,000 円, 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 61,000 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 98,000 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のときは 128,000 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のときは 154,000 円, 25,000 平方メートル以上のときは 181,000 円

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>る建築物の住宅の部分の床面積(共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p> <p>ウ 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、ア又はイに規定する額に、前号ウ(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額</p> |
|--|--|---|

別表第1第98号から第103号までの規定中次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 (対応する改正後の欄はこの欄の次に記載) | | |
|---|--|---|
| <p>(98) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> | <p>建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> | <p>ア 判定に係る建築物(住宅以外の部分に限る。以下この号及び次号において同じ。)の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下この号及び次号において「工場等」という。)である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 判定に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(<u>平成28年経済産業省・国土交通省令第1号</u>)第1条第1項第1号イに定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該</p> |

建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円、25,000平方メートル以上のときは191,000円

(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは31,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは79,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは148,000円、25,000平方メートル以上のときは184,000円

イ 判定に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは306,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円、25,000平方メートル以上の

| | | |
|--|---|---|
| | | <p>ときは726,000円</p> <p>(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは121,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円、25,000平方メートル以上のときは362,000円</p> |
| (99) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定 | 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 | <p>ア 判定に係る建築物の用途が工場等である場合にあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは18,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは42,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは63,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは77,000円、25,000平方メートル以上のときは96,000円</p> <p>(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは16,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは40,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは60,000円、10,000平方メートル</p> |

| | | |
|---|--------------------------------|---|
| | | <p>ル以上25,000平方メートル未満のときは74,000円, 25,000平方メートル以上のときは92,000円</p> <p>イ 判定に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあつては, 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 判定に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは153,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円, 25,000平方メートル以上のときは363,000円</p> <p>(イ) 判定に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは61,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円, 25,000平方メートル以上のときは181,000円</p> |
| <p>(100) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この号及び次号において「法」という。)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の</p> | <p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p> | <p>ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて, 法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては</p> |

(エ) (略)

イ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア)及び(イ) (略)

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a又はbに規定する額

a 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円

b 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方

| | | |
|--|---------------------------|---|
| | | <p>メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上のときは362,000円</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ及びエ (略)</p> |
| (101) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 | 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 | <p>ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額(ア)及び(イ) (略)</p> <p>(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは4,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは11,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは33,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは53,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは67,000円, 25,000平方メートル以上のときは83,000円</p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額(ア)及び(イ) (略)</p> |

| | | |
|--|----------------------------|--|
| | | <p>(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a又はbに規定する額</p> <p>a 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは95,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円、25,000平方メートル以上のときは363,000円</p> <p>b 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは36,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円、25,000平方メートル以上のときは181,000円</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウからオまで (略)</p> |
| <p>(102) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p> | <p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p> | <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したも</p> |

のみに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、以下この号において「適合証」という。)がある場合にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア)及び(イ) (略)

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは22,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは67,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは106,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは133,000円, 25,000平方メートル以上のときは167,000円

(エ) (略)

イ 適合証がない場合にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 a又はbに規定する額

a (略)

b 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー

一消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準(以下この号において「仕様基準」という。)による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは15,000円, 200平方メートル以上のときは16,000円

(イ) (略)

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a又はbに規定する額

a 申請に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合

当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円

b 申請に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは

| | | |
|---|---------------------------------------|---|
| | | <p>196,000円, 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のときは 257,000円, 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のときは 308,000円, 25,000平方メートル以上 のときは362,000円</p> <p>(エ) (略)</p> |
| (103) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく同規則第3条(同規則第7条第2項において準用する場合を含む。)の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料 | 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料 | <p>ア 証明に係る建築物(住宅以外の部分に限る。以下この号において同じ。)の用途が工場, 危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの, 水産物の増殖場若しくは養殖場, 倉庫, 卸売市場又は火葬場若しくはと畜場, 汚物処理場, ごみ焼却場その他の処理施設(以下この号において「工場等」という。)である場合にあつては, 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 証明に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは18,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは42,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは63,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは77,000円, 25,000平方メートル以上のときは96,000円</p> <p>(イ) 証明に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは16,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは40,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは60,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>は74,000円, 25,000平方メートル以上のときは92,000円</p> <p>イ 証明に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあつては, 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 証明に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは153,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円, 25,000平方メートル以上のときは363,000円</p> <p>(イ) 証明に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは61,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円, 25,000平方メートル以上のときは181,000円</p> |
|--|--|---|

| | | |
|--------------------------|------------|--|
| 改正後 (対応する改正前の欄はこの欄の前に記載) | | |
| (98) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 | 建築物エネルギー消費 | ア 判定に係る建築物(住宅以外の部分に限る。以下この号及び次号において同じ。)の |

する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定

性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下この号及び次号において「工場等」という。)である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 判定に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは26,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円、25,000平方メートル以上のときは191,000円

(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは22,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは31,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メ

一 トル未満のときは79,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは148,000円, 25,000平方メートル以上のときは184,000円

イ 判定に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあっては, 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 判定に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは237,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円

(イ) 判定に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは92,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上の

| | | |
|--|---|--|
| | | ときは362,000円 |
| (99) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定 | 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 | <p>ア 判定に係る建築物の用途が工場等である場合にあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合</u> 当該建築物の床面積の合計が<u>1,000平方メートル未満</u>のときは13,000円、<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>のときは18,000円、<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満</u>のときは42,000円、<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満</u>のときは63,000円、<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満</u>のときは77,000円、<u>25,000平方メートル以上</u>のときは96,000円</p> <p>(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が<u>1,000平方メートル未満</u>のときは11,000円、<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>のときは16,000円、<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満</u>のときは40,000円、<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満</u>のときは60,000円、<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満</u>のときは74,000円、<u>25,000平方メートル以上</u>のときは92,000円</p> <p>イ 判定に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> |

| | | |
|---|--------------------------------|---|
| | | <p>(ア) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合</u> 当該建築物の床面積の合計が<u>1,000平方メートル未満</u>のときは119,000円、<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>のときは153,000円、<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満</u>のときは218,000円、<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満</u>のときは269,000円、<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満</u>のときは318,000円、<u>25,000平方メートル以上</u>のときは363,000円</p> <p>(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が<u>1,000平方メートル未満</u>のときは46,000円、<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>のときは61,000円、<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満</u>のときは98,000円、<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満</u>のときは128,000円、<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満</u>のときは154,000円、<u>25,000平方メートル以上</u>のときは181,000円</p> |
| <p>(100) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この号及び次号において「法」という。)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> | <p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p> | <p>ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条</p> |

の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が住宅の単位住戸である場合 a又はbに規定する額

a及びb (略)

(イ) (略)

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは14,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは22,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは67,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは106,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは133,000円, 25,000平方メートル以上のときは167,000円

(エ) (略)

イ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア)及び(イ) (略)

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a又はbに規定する額

a 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ただし書に定める方法又は同号イ(1)及びロ(1)に定める基準(次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは237,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円

b 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準(次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満

| | | |
|--|---------------------------|--|
| | | <p>のときは92,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上のときは362,000円</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ及びエ (略)</p> |
| (101) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 | 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 | <p>ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって, 適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては, 次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ, 当該(ア)から(エ)までに定める額(ア)及び(イ) (略)</p> <p>(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは4,000円, 300平方メートル以上<u>1,000平方メートル未満</u>のときは7,000円, <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>のときは11,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは33,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは53,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは67,000円, 25,000平方メートル以上のときは83,000円</p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって, 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう</p> |

申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額(ア)及び(イ) (略)

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a又はbに規定する額

- a 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは95,000円，300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは119,000円，1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは153,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円，5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円，10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円，25,000平方メートル以上のときは363,000円
- b 申請に係る建築物について、誘導基準に適合しているかどうかの基準が、モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは36,000円，300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは46,000円，1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円，5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円，10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは

| | | |
|--|----------------------------|--|
| | | <p>154,000円, 25,000平方メートル以上のときは181,000円</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウからオまで (略)</p> |
| <p>(102) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p> | <p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p> | <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り,当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。))又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り,当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。))又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。以下この号において「適合証」という。)がある場合にあつては,次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ,当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 申請に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上<u>1,000平方メートル未満</u>のときは14,000円, <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</u>のときは22,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは67,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは</p> |

106,000円, 10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のときは
133,000円, 25,000平方メートル以上の
ときは167,000円

(エ) (略)

イ 適合証がない場合にあつては, 次の(ア)
から(エ)までに掲げる区分に応じ, 当該
(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する
住宅である場合 a又はbに規定する額

a (略)

b 申請に係る住宅について, 建築物エ
ネルギー消費性能基準に適合してい
るかどうかの基準が, 建築物エネル
ギー消費性能基準等を定める省令第1条
第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定
める基準又は同号イ(3)及びロ(3)に
定める基準(以下この号において「仕
様基準」という。)による場合 当該住
宅の床面積が200平方メートル未満の
ときは15,000円, 200平方メートル以
上のときは16,000円

(イ) (略)

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物で
ある場合 a又はbに規定する額

a 申請に係る建築物について, 建築物
エネルギー消費性能基準に適合して
いるかどうかの基準が, 建築物エネル
ギー消費性能基準等を定める省令第1
条第1項第1号ただし書に定める方法
又は同号イに定める基準(次号におい
て「標準入力法・主要室入力法」とい
う。)による場合 当該建築物の床面
積の合計が300平方メートル未満のと
きは189,000円, 300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のときは
237,000円, 1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満のときは
306,000円, 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のときは

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>437,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円</p> <p>b 申請に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準(次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは92,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上のときは362,000円</p> <p>(エ) (略)</p> |
| <p>(103) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく同規則第3条(同規則第7条第2項において準用する場合を含む。)の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</p> | <p>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料</p> | <p>ア 証明に係る建築物(住宅以外の部分に限る。以下この号において同じ。)の用途が工場, 危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの, 水産物の増殖場若しくは養殖場, 倉庫, 卸売市場又は火葬場若しくはと畜場, 汚物処理場, ごみ焼却場その他の処理施設(以下この号において「工場等」という。)である場合にあつては, 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 証明に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1</u></p> |

項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは13,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは18,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは42,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは63,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは77,000円, 25,000平方メートル以上のときは96,000円

(イ) 証明に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは11,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは16,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは40,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは60,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは74,000円, 25,000平方メートル以上のときは92,000円

イ 証明に係る建築物の用途が工場等以外である場合にあつては, 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 証明に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は標準入力法・主要室入力法による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは119,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>ときは153,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは218,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは269,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは318,000円, 25,000平方メートル以上のときは363,000円</p> <p>(イ) 証明に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, モデル建物法による場合 当該建築物の床面積の合計が<u>1,000平方メートル未満のときは46,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは61,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは98,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは128,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは154,000円, 25,000平方メートル以上のときは181,000円</u></p> |
|--|--|---|

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市手数料条例の規定は, この条例の施行の日以後に申請のあった手続に係る手数料について適用し, 同日前に申請のあった手続に係る手数料については, なお従前の例による。